

○国立大学法人東北大学物品の貸付料算出基準

平成19年6月29日
財務部長裁定

国立大学法人東北大学物品管理事務取扱細則(平成16年4月1日理事(財務・人事担当)裁定)第18条第4項に定める物品貸付料の算出方法は、次のとおりとする。

1. 貸付基礎額(1時間当たりの単価は、小数点第1位を四捨五入して得た額とする。)

① 耐用年数を超えていない物品

貸付基礎額/1h = 当該年度当初の帳簿価格 ÷ 耐用年数 ÷ 365日 ÷ 24時間
注) 当該年度中に取得した物品の場合は、上記算式中「当該年度当初の帳簿価格」を「取得価格」に読み替えて適用する。

② 耐用年数を超えている物品

貸付基礎額/1h = 残存価格 ÷ 耐用年数 ÷ 365日 ÷ 24時間

2. 加算額(1時間当たりの単価は、小数点第1位を四捨五入して得た額とする。)
以下の項目のうち、該当するものを加算するものとする。

① 光熱水料

単価①/1h = 物品の電気・ガス・水道等の消費量/1h × 団地毎の単価

② 保守点検等経費

単価②/1h = 年間経費 ÷ 年間稼動時間

③ 運転等消耗品費

単価③/1h = 運転等に必要の各種消耗品費の年間合計額 ÷ 年間稼動時間

④ 運転技術職員の人件費相当額

単価④/1h = 装置等を専門に運転する技術職員の給与の1時間単価

(100/100)

3. 物品の貸付料

貸付料 = { (貸付基礎額 + 加算額) × 稼動時間 } + 消費税及び地方消費税相当額

※但し、都度必要となる消耗品について、その実費を別途徴収することを妨げない。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から実施する。